

昭和60年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

	開催日時・場所	議 題	内 容
第1回	S60.6.3	(1)サンゴ漁業の許可について	糸満の漁業者から起業認可申請のあった件について審議した結果、母船のみでの操業を禁じ、潜水船と母船1対での操業を条件に付し許可することになった。
		(2)浮魚礁に関するアンケート調査結果について	浮魚礁の敷設、利用に対し、県内漁協での取り扱い考え方などを調査した結果の報告。本件について、他県の状況等の調査を事務局に指示。
第2回	S60.8.9	(1)浮魚礁調査報告について	高知県におけるツケ漁業の調査報告。浮魚礁の問題を各地域で検討するための自主調整協議会の必要性などを討議した結果、浮魚礁の敷設を承認制とする委員会指示を発すべく、次回に案を提示するよう事務局へ指示
		(2)漁業権の行使状況について	漁業権の行使実績提出が滞っている状況が多々見受けられるが、行使のない漁業者に対しては県も厳しい対応を図ってもらうよう決議。
第3回	S60.8.16	(1)つけ漁業の委員会指示について	浮魚礁(他県では一般的につけ漁業と呼称)の敷設を委員会指示により承認制とすることについては決定したものの、要領の内容、自主調整協議会としてまとめる区域の取り方等にていて再度検討すべく継続審議となった。
第4回	S60.10.17	(1)つけ漁業の承認にあたって	前回継続審議となった浮魚礁の敷設承認取り扱い要領について検討。審議の結果、浮魚礁敷設承認取扱い要綱として採決。(字句等訂正後、昭和60年11月5日付で沖縄海区漁業調整委員会指示第1号として交付、公報登載)
第5回	S60.12.12	(1)浮魚礁の承認について	浮魚礁の敷設について審議の結果、委員会指示の発動前に既に敷設されていた分93基を含め、151基の浮魚礁が承認された。
		(2)宮崎県からの委員会指示に対する照会について	①県外船に対する承認は、漁業調整規則に基づく許可漁業の扱いに準じていきたい。②承認制の及ぶ範囲は、沖縄県が復帰前から管轄していた海域と考えている。③承認した浮魚礁については、方位等を各県に示し指導方の協力をお願いしたい。以上3点の回答を行なうこととなった。
第6回	S61.3.24	(1)かつお、まぐろ漁業許可の取扱いについて	沖縄県近海鮪漁業協同組合長から出されている近海まぐろ延縄漁業の新規許可抑制に関する陳情書の件を審議。対象を19t型まぐろ延縄船に限って当面の許可に対する取扱い方針を今後検討していくこととなった。